

令和6年度中部東道路計画調査業務 業務仕様書 (案)

1. 適用範囲

本業務仕様書（以下、「仕様書」という。）は、うるま市（以下、「発注者」という。）が発注する令和6年度中部東道路計画調査業務に適用する。

2. 業務概要

- (1) 業務名：令和6年度中部東道路計画調査業務
- (2) 発注者：うるま市長 中村 正人
- (3) 履行期間：契約締結の日の翌日から令和7年3月14日まで
- (4) 履行場所：うるま市内

3. 業務目的

本業務は、「沖縄ブロック新広域道路交通計画（令和3年3月）」において構想路線として位置づけのある「中部東道路」の必要性に係る検討に向けて、現状や課題整理、整備必要性の検討、道路概略設計等を実施するものである。

なお、検討にあたっては、透明性・客観性・合理性・公平性の観点について十分に留意するとともに、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン（平成25年7月、国土交通省道路局）」を参考に進めるものとする。

4. 一般共通事項

(1) 業務の実施

仕様書に記載されていない事項は、「土木設計業務等共通仕様書」及び「土木工事設計要領」の最新版によるものとする。

5. 業務内容

5-1. 計画準備

業務内容を把握した上で、適正かつ円滑に業務を行うための実施方針、処理手順、工程など業務実施に必要な諸事項を計画し、業務計画書を作成するものとする。

5-2. 庁内検討委員会の開催

(1) 庁内検討委員会の資料の作成

以下項目について意見交換するため、5-3の検討内容をもとに庁内検討委員会の資料を作成する（2回程度を想定）。

- ・ 地域の現状と課題、道路交通の現状と課題
- ・ 上位計画、将来まちづくり
- ・ 政策目標（案）の設定、中部東道路の比較ルート案

(2) 庁内検討委員会の開催支援

都市政策課が事務局・ファシリテーターとなり実施する庁内検討委員会（2回を想定）の開催を支援する。会議テーマは以下を想定する。

- ・ 第1回のテーマ 将来道路網の検討条件の設定について
- ・ 第2回のテーマ 設定した条件による中部東道路ルート案の比較について

5-3. ルート比較案の検討

(1) 起終点、IC配置の検討

上位計画の位置づけ、過年度成果、庁内検討委員会の成果（国勢調査や人流データ、センサスOD等による人・自動車の動き、速度低下状況や事故発生状況等の道路交通特性を含む）、政策目標（案）等をもとに結ぶべき地域を検討し、起終点位置、IC配置を検討する。

(2) 道路概略設計 S=1/10,000

検討した起終点、IC配置をもとに、3案程度のルート比較検討を実施する。

道路種級は、1種（V=80km/h・V=60km/h）の自動車専用道路タイプを想定しているが、協議のうえ3種（V=60km/h）の一般道路タイプ（現道活用案）も検討する。

- ① 設計計画
- ② 現地踏査
- ③ 路線選定
- ④ 設計図及び関係機関との協議資料作成
※道路中心線作図によるルート検討、実現性の確認
- ⑤ 概算工事費試算
※類似道路事業から区間別の道路構造別（土工、橋梁等）の延長あたり単価の設定による概算事業費の試算
- ⑥ 照査

(3) 各ルートの交通量推計及び事業規模の試算

上記で検討したルートをもとに将来交通量を推計する。また、各ケースについて事業規模の試算（費用便益分析：BCR）を行う。

5-4. 業務打合せ及び会議への出席

本業務が円滑に実施されるように以下の計3回を基本として打合せ協議を実施する。協議用資料及び打合せ記録簿は2部作成し、1部を発注者へ提出すること。また、業務打合せ及び会議への出席はリモートによるWEB会議等の活用も可とする。ただし、業務打合せ及び会議等の開催にあたり、受注者にかかる費用は受注者の負担とし、必要な機器・通信等は受

発注者それぞれが必要なものを準備する。

- ① 業務着手時
- ② 業務中間時（1回）
- ③ 業務完了時

6. 貸与資料

貸与する資料等は、次のとおりとする。

名称	数量	単位	貸与場所	返納場所	備考
(仮称) 中部東道路検討調査 業務報告書	1	部	都市政策課	都市政策課	
(仮称) 中部東道路概略検討 業務報告書	1	部	都市政策課	都市政策課	
令和3年度中部東道路事業費 検討業務 報告書	1	部	都市政策課	都市政策課	
R5 中部東道路計画調査 業務報告書	1	部	都市政策課	都市政策課	

7. 成果品

業務完了後に提出する成果品は、次のとおりとする。

- ① 業務報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部（A4）
- ② 成果品電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ CD-R等 一式
- ③ 打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部（A4）
- ④ その他発注者の指示するもの・・・・・・・・・・ 適宜

8. その他

仕様書に記載のない事項については発注者と協議するものとする。

